

お問合せ・ご相談は
商工労政係 ☎32-1841

融資制度 助成制度



市内事業所向けの融資制度
と助成制度をご紹介します。

たくましい産業を育成するため、赤平市では市内事業所向けの融資・助成制度を設けています。対象となる事業を行う際には、ぜひご検討ください。

中小企業融資事業

- ◆対象者
 - ・市内に独立した事業所(店舗)を有し、同一事業を1年以上営む中小企業者
- ◆対象条件

資金の種類	融資額(万円)	返済期限
運転資金	500	5年以内
設備資金	1,000	7年以内
特別資金	2,500	15年以内

※融資限度額は、2,500万円

- ◆融資利率
 - ・運転資金0.2%
 - ・設備資金0.3%
 - ・特別資金0.5%
 + 長期プライムレート

中小企業利子補給制度

- ◆対象融資
 - ・赤平市中小企業融資条例による設備資金及び特別資金
 - ・赤平商工会議所が斡旋した設備資金
- ◆対象者
 - ・貸付条件どおり返済していること
- ◆利子補給額
 - ・年利2.5%を超える部分の2%まで
 - (最初の5年間のみ)



- ◆保証料の補給
 - ・当該融資につき保証協会の信用保証料の全額を補給

倒産関連融資利子補給制度

- ◆対象融資
 - ・北海道中小企業総合振興資金
 - ・融資制度の経営安定化資金セーフティネット貸付(災害貸付除く)
- ◆利子補給額
 - ・借入利率のうち1%の利率で計算した額
 - (総額で200万円限度)

店舗近代化促進事業助成金

- ◆対象者
 - ・事業者(法人・個人問わず)
 - ・従業員が10人未満であること
- ◆助成額
 - ・新築 100万円
 - (経費が50万円以上)
 - ・増改築 50万円
 - (経費が20万円以上)
 - ・外観改修 30万円
 - (経費が100万円以上)

勤労者生活資金貸付事業

- ◆対象者
 - ・赤平市民
 - ・市内の事業所等に1年以上勤務
- ◆貸付限度額
 - ・30万円以内
 - (返済36カ月以内)
- ◆貸付利率
 - ・取扱金融機関の定めるところによる



企業向けの各融資資金及び助成金は、市税の滞納がないことが条件となります。

新製品の開発や改良等、意欲的で前向きな企業をサポート!

赤平市チャレンジアレンジ 産業振興奨励事業補助金



- ◆対象者
 - ・市内の中小企業者、中小企業団体またはその他団体
- ◆補助対象事業
 - ・産業振興・地域経済の活性化につながる
 ①から⑤に該当する事業
 - ①新製品の開発及び既存製品の改良等のための試験、研究または調査に関わる事業
 - ②農商工連携等の共同事業化に関わる事業
 - ③地場産品ブランド化または販路拡大に関わる事業
 - ④新分野進出等に関わる事業
 - ⑤起業等に関わる事業

- ◆補助金の額
 - ・補助金の交付額は、対象経費の3分の2以内とし、100万円を限度として予算の範囲内とする。
 - ・ただし、複数年にわたる事業については、3年以内とし、各年50万円以下で、総額150万円を限度とする。なお他の助成制度の適用が受けられる場合においては市長が必要と認める額とする。

詳しいお問合わせは 商工労政係 ☎32-1841まで



ごみの分別

recycling



よくある質問コーナー



質問

電池や蛍光管を特定品目の収集日（第2・第4水曜日）に1つの透明な袋に入れて出したところ収集してくれませんでした。どうして？



特定品目を一つにまとめてはいけません。

回答

特定品目といって一つの袋にまとめて出しても、収集してくれません。電池や蛍光管、ライターなどは分別品目ごとに分け、別々に透明な袋へ入れて出してください。特定品目の分別は下図を参考にしてください。

特定品目《第2・第4水曜日収集》

無料

分別品目	出し方
①乾電池・ボタン電池 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定袋はありません。 ・ライターは必ず安全な場所でガス抜きをして出してください。 ・ガス缶・スプレー缶は必ず穴をあけてから出してください。 ●分別品目①、②、③、④、⑤ごとに中身の見える透明か半透明の袋で排出してください。
②水銀体温計 水銀血圧計 	
③蛍光管 	
④使い捨てライター 	
⑤ガス缶 	

企業への支援制度

赤平市 企業振興促進事業

この制度は、赤平市における企業立地促進のため、市内に工場または、特定施設を新設、または増設する事業に課税の免除及び助成を行い、赤平市経済の発展と雇用拡大を図ることを目的としています。

❑ 対象事業所

工場…物の製造、加工及び修理を行うための施設

特定施設…製品等の開発を行うための試験研究施設、ソフトウェアハウス、農林水産関連施設、医療福祉施設、スポーツ施設、教育文化施設、宿泊施設、観光施設

❑ 課税の免除及び助成措置の対象等

赤平市内に立地する工場であって、新設または増設の投資額が1,500万円以上で、これに伴い新規雇用者が3名以上であること。

◆ 課税免除

固定資産税を5年間全額免除

◆ 投資額に対する助成

新設または増設に係る投資額の100分の10に相当する額(交付は1回限りで限度額は5,000万円)

◆ 雇用に対する助成

新設または増設に係る雇用者(市内居住者に限る)1人に対し、50万円(交付は1回限りで限度額は5,000万円)

◆ 用地取得に対する助成

新設または増設に係り、市内に用地を取得した場合に100分の30を乗じて得た額(交付は1回限り)

詳しいお問合わせは 商工労政係 ☎32-1841まで